第百十四条第二項ただし書中「ただし」の下に「、第百十三条第二項第三号に規定する掛金（以下「退職等年金分掛金」という。）にあつては、その月に、更に組合員の資格を取得したとき、又は国の組合の組合員の資格を取得したとき」を、「ときは、」の下に「それぞれ」を、「月の」の下に「退職等年金分掛金又は」を加え、同条第三項中「組合の」を「組合（退職等年金分掛金に係るものにあつては、地方公務員共済組合連合会）の」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　退職等年金分掛金に係る前項の割合については、第七十七条第一項に規定する付与率を基礎として、公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況その他政令で定める事情を勘案して、千分の七・五を超えない範囲で定めるものとする。

第百十五条第五項中「のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加え、同条第六項中「当該掛金等のうち」の下に「退職等年金分掛金及び」を加える。

第百十六条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び」を「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに」に改める。

第百十六条の二中「組合の長期給付に要する費用（厚生年金保険出金の納付」を「厚生年金保険給付費（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の負担」に、「その他の政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」を「その他政令で定める費用をいう。次条第一項第一号」に、「第七十二条第一項に規定する長期給付（以下この条において「国の組合の長期給付」という。）に要する費用（厚生年金拠出金の納付に要する費用その他の政令で定める費用をいう。）」を「第百二条の二に規定する厚生年金保険給付費」に改め、「長期給付と国の組合の」の下に「同法第七十二条第一項に規定する」を加える。

第百十六条の三第一項第一号中「組合の長期給付に要する費用」を「厚生年金保険給付費」に、「（長期給付」を「（厚生年金保険給付」に、「規定する調整対象費用の額」を「規定する国の調整対象費用の額」に改め、同項第二号中「地方の長期給付等」を「地方の厚生年金保険給付等」に、「国の長期給付等」を「国の厚生年金保険給付等」を「規定する長期給付等」を「規定する国の厚生年金保険給付等」に改め、同項第三号中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に、「国の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二」を「国の厚生年金保険給付積立金（同法第二十一条第二項第一号ハ」に、「実施機関積立金であつて国の組合に係るもの」を「厚生年金保険給付積立金」に、「実施機関積立金の額」を「厚生年金保険給付積立金の額」に、「地方の実施機関積立金（厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金であつて地方公務員共済組合連合会に係るものをいう。）の額」を「厚生年金保険給付組合積立金及び厚生年金保険給付調整積立金の合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

四　当該事業年度の末日における国の退職等年金給付積立金の額が国の積立基準額を下回り、かつ、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額が地方の積立基準額を上回る場合　国の積立基準額から国の退職等年金給付積立金の額を控除して得た額の五分の一に相当する額（当該額が当該事業年度の末日における退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額から地方の積立基準額（当該地方の積立基準額が零を下回る場合には、零とする。）を控除して得た額を超える場合にあつては、当該控除して得た額）

第百十六条の三第二項及び第三項中「長期給付等」を「厚生年金保険給付等」に改める。

第百十七条第一項中「短期給付」の下に「及び退職等年金給付」を加える。

第百三十六条中「（地方公務員災害補償法第二条第二項に規定する通勤をいう。次条において同じ。）」を削る。

第百四十条第一項中「関する規定」の下に「（第四十二条第二項の規定を除く。）」を、「おいては」の下に「、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公庫等（第百四十条第一項に規定する公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金」と、同項第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「公庫等の負担金」と」を加え、「は、それぞれ第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」を削り、「同じ。）は、」を「同じ。）」に、「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び」を「第百十三条第二項第三号及び第四項第二号に掲げる費用並びに」に、「厚生年金保険法」を「第百十三条第二項第三号に掲げる費用及び厚生年金保険法」に改める。

第百四十二条第二項の項中「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十三条第二項の項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同表第五十四条の二第十項の項中「第五十四条の二第十項」を「第四十三条第十二項」に改め、同表第七十条の三第一項の項の次に次のように加える。

第九十二条第一項	地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて退職をした	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号に掲げる
	当該退職	同号の退職
第九十二条第二項	地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分又はこれに相当する処分を受けて	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項第二号の
	当該退職	同号の退職
第百十一条第一項	地方公務員法第二十九条	国家公務員法第八十二条
	退職手当支給制限等処分に相当する処分	退職手当支給制限等処分

第百四十二条第二項の表第百十五条第二項の項中「（昭和二十八年法律第百八十二号）」を削り、同表第百四十条第一項の項中「

（公庫等職員	（公庫等職員又は特定公庫等役員
公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金	公庫等をいう。以下この条において同じ。）又は特定公庫等（第百四十条第一項に規定する特定公庫等をいう。以下この条において同じ。）の負担金
公庫等の負担金	公庫等又は特定公庫等の負担金

」を「

（公庫等職員	（公庫等職員又は特定公庫等役員

」に、「同じ。）は」を「同じ。）」に改める。

第百四十三条第三項中「第二十四条（第二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により積み立てるべき積立金」を「厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の額」に改める。

第百四十四条の三第二項中「おいては」の下に「、第四章中「公務」とあるのは「業務」とするほか」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表第四十八条第二項の項の次に次のように加える。

第四十九条第一項	その給付に要した費用に相当する金額（その給付が療養の給付であるときは、第五十七条第二項又は第三項の規定により支払つた一部負担金（第五十七条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）に相当する額を控除した金額）
	その給付に要した費用に相当する金額